



職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 7 年 10 月

富山県人事委員会

令和7年10月10日

富山県議会議長 武 田 慎 一 殿

富 山 県 知 事 新 田 八 朗 殿

富山県人事委員会委員長 黒 崎 紫抄代

富山県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、県職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

報 告

1 はじめに

わが国を取り巻く環境は、頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震への対処、老朽化したインフラの保全、エネルギー・食料・経済安全保障の確立など課題が山積しており厳しさを増している。本県においても、職員が直面する行政課題が複雑化、高度化するなか、令和6年能登半島地震の復旧・復興を着実に進める必要があるなど、行政の果たすべき役割と責任はますます増大している。

そのなかで、県としても、公正に公務を遂行するとともに、県民の期待に的確に応え、効果的かつ効率的な行政運営を行っていくことが求められている。

また、職員一人ひとりにとっては、県民の奉仕者であることを自覚し、公務員として高い倫理観・使命感、先駆的な考えと幅広い視野を持ち、県民から信頼され、その期待に応えられるよう全力で職務に精励することが肝要である。

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として設けられており、均衡の原則など地方公務員法に定める給与決定の原則により、県民の理解と納得が得られ、県民から支持される適正な職員給与を決定する上での基盤となるものである。加えて、真摯に職務に精励している職員の給与の安定や職員一人ひとりがその能力を十分に発揮し誇りをもって職務に邁進できる職場環境の実現に資するなど、能率的な行政運営を維持する上での基盤ともなるものである。

本委員会は、以上のような基本認識に加え、本県における人材確保の困難性の高まりや国の動向等を踏まえ、富山県職員の給与等の実態を把握するとともに、民間事業所における従業員の給与実態等の諸情勢について調査を行ったところ、その結果は次のとおりである。

2 県職員の給与の状況（第1表及び参考資料）

本委員会は、「富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。）」の適用を受ける職員（単純労務職員、企業職員及び臨時・非常勤職員等は含まれない。）の給与等の実態を把握するため、「令和7年富山県職員給与実態調査」を実施した。

民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員（3,284人、平均年齢41.7歳）の平均給与月額額は359,710円となっており、昨年4月と比較して8,585円増加している。これは、昨

年の勧告において給料表の引上げ改定を行ったこと等によるものである。

なお、県職員全体（13,324人、同40.7歳）の平均給与月額は、384,670円となっている。

（注）平均給与月額とは、給料、地域手当、管理職手当、扶養手当、住居手当等（所定外給与である時間外勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。）の全ての給与の平均月額をいう。

定年が段階的に引き上げられることに伴い、給与条例附則第25項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、平均給与月額や人数、平均年齢は、同項により給料月額が決定される職員を除いて算出している。

第1表 県職員の平均給与月額

（単位：人、歳、円）

項目	職員数	平均年齢	給料	扶養手当	地域手当	その他	計
県職員全体	13,324	40.7	355,397	7,585	6,913	14,775	384,670
うち行政職	3,284	41.7	329,719	7,120	7,622	15,249	359,710

（注）1 給料には、給料の調整額及び教職調整額が含まれている。

2 その他には、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額のみ）、寒冷地手当（本年度11月から3月までに支給される見込額の12分の1の額）、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）が含まれている。

3 県職員全体には、単純労務職員、企業職員及び臨時・非常勤の職員等は含まれていない。

3 民間給与の状況

（1）調査の概要（参考資料）

本委員会は、県職員の給与と民間給与との比較を行うため、人事院等と共同で県内における企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である635の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した178の事業所を対象に、「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務に類似すると認められる76職種に従事する者について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所における令和6年冬と令和7年夏の特別給の状況等を把握するため、令和6年8月から令和7年7月までの直近1年間の支給実績についても調査した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、94.4%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

なお、後記４のとおり、公務と民間の給与（公民給与）の比較方法の見直しを行うことから、令和７年の県職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模１００人以上の事業所におけるものとする。

（２）調査の実施結果等

企業全体として見た場合に新規卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で６９．９％、高校卒で５２．３％となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で９０．９％、高校卒で９０．３％、据え置いた事業所の割合は大学卒で９．１％、高校卒で９．７％となっている。

また、一般の従業員（係員）に対し、ベースアップを実施した事業所の割合は７２．１％、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は９４．８％である。

多くの事業所で初任給の引上げやベースアップが実施されており、業績や人材確保上の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きが見られる。

（注）令和７年の「職種別民間給与実態調査」で回答のあった企業規模 １００ 人以上の事業所を対象として集計を行ったものである。

第２表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

役職 段階	項目 企業規模	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係員	規 模 計 (100 人以上)	72.1	1.4	0.0	26.5
	500 人以上	75.6	3.5	0.0	20.9
	100 人以上 500 人未満	69.7	0.0	0.0	30.3
	【参考】 50 人以上 100 人未満	54.1	3.1	0.0	42.8
課長級	規 模 計 (100 人以上)	62.8	1.4	0.0	35.7
	500 人以上	60.9	3.5	0.0	35.6
	100 人以上 500 人未満	64.2	0.0	0.0	35.8
	【参考】 50 人以上 100 人未満	54.1	3.1	0.0	42.8

（注） １ ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

２ 小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が１００とならない場合がある。

第3表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職 段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給実施					定期昇給 制度なし
						定期昇給 中 止		
			増額	減額	変化なし			
係員	規 模 計 (100 人以上)	94.8	94.8	39.9	7.4	47.4	0.0	5.2
	500 人以上	92.9	92.9	35.7	4.1	53.1	0.0	7.1
	100 人以上 500 人未満	96.0	96.0	42.6	9.5	43.9	0.0	4.0
	【参考】 50 人以上 100 人未満	87.8	87.8	40.5	8.1	39.2	0.0	12.2
課長級	規 模 計 (100 人以上)	86.9	86.9	37.5	6.0	43.5	0.0	13.1
	500 人以上	90.4	90.4	34.2	2.1	54.0	0.0	9.6
	100 人以上 500 人未満	84.8	84.8	39.5	8.5	36.8	0.0	15.2
	【参考】 50 人以上 100 人未満	87.8	83.8	40.5	4.1	39.2	4.1	12.2

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

4 公民給与の比較方法の見直し

人事院は本年の人事院勧告に当たって、今日の社会経済情勢に応じた適切な官民給与の比較方法について、人事行政諮問会議の最終提言を踏まえ検討を行った。その結果、行政課題が高度に複雑化・多様化する中で、国家公務員の業務の重要性・困難性が高まっていることや厳しい人材獲得競争を踏まえ、官民給与の比較方法について、比較対象企業規模を100人以上とするとともに、本府省業務の困難性・特殊性の一層の高まりを踏まえ、本府省職員と民間企業従業員の対応関係を見直し、東京都特別区の企業規模1,000人以上の本店事業所の従業員と対応させることとした。

本県においても、行政課題が複雑化・高度化する中で、行政が迅速かつ的確に対応していくためには優秀な人材の確保が不可欠である。一方で、近年、本県の採用試験受験者数が減少傾向にあるなど、人材の確保は人事院と共通する課題である。こうした中、本年8月には、国の見直しを踏まえた人事委員会における公民比較の較差算定の取扱い等に係る技術的助言が総務省から発出されている。本県を取り巻く情勢や地方公務員法における給与決定の原則などを総合的に踏まえ、公民給与の比較のための対象企業規模を100人以上に引き上げること

とした。なお、公民給与の比較における対応関係は第4表のとおりである。

第4表 民間企業の役職段階と公務の職務の級の対応関係

行政職 給料表	民間企業	
	企業規模 500人以上 の事業所	企業規模 100人以上500人未満 の事業所
10級及び 9級	支店長 工場長 部長 部次長	
8級	課長	支店長 工場長 部長 部次長
7級		
6級	課長代理	課長
5級		
4級	係長	課長代理
3級		係長
2級	主任	主任
1級	係員	係員

5 本年の県職員給与と民間給与との比較

前記4の見直し後の令和7年の公民給与の比較を行った結果は、次のとおりである。

(1) 月例給（第5表）

本委員会は、県職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、県にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種の常勤の従業員について、職務の種類別に、責任の度合、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む給与額の比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、第5表に示すとおり、令和7年4月時点で、県職員給与が民間給与を1人当たり平均3.13%（11,626円）下回っていることが明らかとなった。

第5表 県職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	県職員給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
382, 886 円	371, 260 円	11, 626円 (3. 13%)

(注) 民間、県職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給 (第6表)

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

令和7年の職種別民間給与実態調査の結果、令和6年8月から令和7年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、第6表に示すとおり、給与月額4.66月分に相当しており、県職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数（4.60月）が民間事業所の特別給を0.06月分下回っていた。

第6表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員
特別給の支給割合	下 半 期	2.34月分
	上 半 期	2.32月分
	計	4.66月分

(注) 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

6 経済・雇用指標等

(1) 民間賃金指標等の動向

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によれば、令和7年4月の「きまって支給する給与」は、令和6年4月に比べ、全国では2.3%増加、富山県では2.0%増加となっている。

(2) 物価・生計費（参考資料）

令和7年4月の消費者物価指数（総務省）は、令和6年4月に比べ、全国では3.6%上昇、富山市では3.4%上昇している。

また、家計調査（総務省）を基礎に算定した令和7年4月における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、全国では、それぞれ168,430円、194,630円及び220,820円、富山市では、それぞれ186,424円、210,862円及び235,286円となっている。

(3) 雇用情勢

令和7年4月の全国の完全失業率（総務省）は、令和6年4月から0.1ポイント低下して2.5%（季節調整値）となっている。

また、令和7年4月の有効求人倍率（厚生労働省）は、全国では令和6年4月と同水準の1.26倍（季節調整値）、富山県では令和6年4月から0.01ポイント上昇して1.44倍（同）となっている。

7 本年の給与の改定

(1) 改定の基本方針

ア 月例給

前記5(1)のとおり、本年4月時点で、県職員の給与が民間給与を3.13%（11,626円）下回っていることが明らかになった。

本委員会としては、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、民間給与の実態、国家公務員の給与制度及び本年の人事院勧告等の諸情勢を総合的に勘案した結果、県職員の月例給について、公民給与の較差（3.13%）を解消するため、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当であると判断した。この改定は、本年4月時点の比較に基づいて県職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

イ 特別給

期末手当・勤勉手当については、前記5(2)のとおり県職員の年間支給月数が、民間の特別給の支給割合を0.06月分下回っていた。このため、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月引き上げることが適当であると判断した。

(2) 改定すべき事項

ア 給料表

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、おおむね30歳台後半までの

職員が在職する号俸に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員が在職する号俸については、改定額を逡減させつつ引上げ改定を行うこととした人事院勧告の俸給表に準じて、平均3.3%引き上げることとする。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定を行う。

行政職給料表以外の給料表についても、人事院勧告に準じて、行政職給料表との均衡を考慮して、引上げ改定を行う。

イ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて改定を行う。

ウ 県外の地域に係る地域手当

県外の地域に係る地域手当については、昨年勧告した給与制度のアップデートの一環として国に準じた見直しを行うこととしており、本年の人事院の報告に準じて支給割合を見直す。

エ 月の途中で採用された職員等の通勤手当

人事院は、本年、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう所要の措置を講じ、令和8年10月から実施する旨を報告しており、本県においても、国に準じた措置を講ずる。

オ 宿日直手当

宿日直手当について、人事院勧告に準じて改定を行う。

カ 期末手当・勤勉手当

令和6年8月から令和7年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、期末手当及び勤勉手当の平均支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とする。支給月数の引上げ分は、人事院勧告に準じて、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、令和7年度は、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降は、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定める。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当も、同様に支給月数を引き上げる。

キ 特地勤務手当等

勤務地を異にする異動の円滑化を図る観点から所要の改定を行うこととした人事院勧告に準じて改定を行う。

(3) 検討すべき事項

ア 県内の地域に係る地域手当

本県の地域手当については、平成18年度から国の支給地域及び支給割合に準拠し、富山市在勤者に対して地域手当を支給しているところであるが、地理的にコンパクトな本県において、県域内の賃金格差があることについて合理的説明が難しいなど様々な意見があることや、昨年度の人事院勧告での制度の見直しを踏まえ、本県における地域手当の在り方について検討を行ってきた。

国においては、地域をまたぐ異動の円滑化等に資するものとなるよう、級地区分を設定する地域の単位を都道府県に広域化するとともに、級地区分の大きくくり化を図ることとされた一方で、地域の中核を担っているような都市においては、他の地域と民間賃金水準に構造的な違いが見られることから、都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市が都道府県の級地区分よりも高い区分となる場合には、都道府県とは別の級地区分を個別に設定することとされた。これにより、本県は、県単位では級地の指定基準を満たさない一方で、富山市が5級地の指定基準を満たし、令和8年4月から支給割合が3%から4%に引き上がる。

本県においては、市町村を越えた人事異動が頻繁に行われているが、転居による生活基盤や物価等の変化がないにもかかわらず、地域手当の支給割合が、勤務地によって、職務内容が類似する職員間で異なるため、給与水準に差が生じている実態がある。特に教員や警察官など、職務内容の同質性が認められる職種がある中、職務に精励している職員の士気の向上にも資する制度とする必要がある。

こうした実態を踏まえると、富山市のみを支給地域とするよりも、県内を一つの地域として捉え、県内全域を支給地域とし、医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く職員においては、一律の支給割合とすることが、今般の国の制度見直しの趣旨に沿うものではないかと考える。その際には、県民の理解と納得が得られる必要があることから、国の基準に則った場合の支給総額を考慮の上、一律の支給割合を設定することが適当である。

なお、職員への影響を鑑み、経過措置を講ずることとして、まずは、令和8年度において、国の基準に則ると富山市の支給割合が3%から4%に引上がる増額分を、富山市を除く県内市町村に在勤する職員に配分することが望ましい。

イ 自動車等使用者に対する通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当について、民間における支給状況を調査した結果及び公務における現行の手当額は第7表に示すとおりである。

本年の人事院勧告においては、新たな距離区分の創設や現行の距離区分の支給額の引

上げ、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することとされたところであるが、国の改定の考え方や民間の実態、他の都道府県の水準に加え本県の実情を勘案して改定を検討することが適当である。

第7表 自動車等使用者に対する通勤手当の状況

その1 民間における支給状況

距離段階別定額制における支給月額							
距離（片道）	5 km	10km	20km	30km	40km	50km	60km
支給月額	4,220円	7,286円	13,639円	19,766円	26,229円	31,845円	37,687円
距離（片道）	70km	80km	90km	100km			
支給月額	44,081円	50,075円	56,296円	62,935円			

（注） 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その2 公務における手当額（自転車以外の交通の用具の場合）

使用距離別手当額（主なもの）							
距離（片道）	5 km	10km	20km	30km	40km	50km	60km
手当額	4,290円	7,090円	12,690円	18,290円	23,890円	29,390円	34,890円

（注） 県職員の通勤手当額は、使用距離（片道）に応じて以下のとおりである。

- ・3km未満・・・・・・2,610円
- ・3km以上41km未満・・3,170円に使用距離が片道3kmを超える距離1kmを増すごとに560円を加えた額
- ・41km以上60km未満・・24,440円に使用距離が片道41kmを超える距離1kmを増すごとに550円を加えた額
- ・60km以上・・・・・・34,890円

ウ 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

本年の人事院勧告においては、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和8年4月から措置することとされており、今後の国や他の都道府県の動向も注視しながら、本県においても検討を進めていく必要がある。

8 教員給与の見直し

（1）国における見直しの概要

中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日）においては、教職の魅力を

向上させ、子供たちへのよりよい教育の実現に向け、優れた人材を確保するためには、①学校における働き方改革の更なる加速化、②学校の指導・運営体制の充実、③教師の処遇改善を一体的・総合的に推進すべきとの考えのもと、様々な施策が提言された。

こうしたことを踏まえ、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）が成立し、本年6月18日に公布された。

給特法等一部改正法では、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置が講じられている。

（２）令和7年度における国の財源措置

（１）を踏まえ、各都道府県の具体的な予算編成等に大きな影響を与える義務教育費国庫負担金の最高限度額について、令和7年度において、教職調整額、教職調整額の見直しに伴う校長等の基礎給料月額及び義務教育等教員特別手当等に係る算定方法の見直しが行われている。

（３）本県の対応

本委員会においては、地域や学校の実情を踏まえた特色ある教育の展開ができることなどの観点から、従来から教育給与の見直しについては、教育委員会の判断を尊重している。

教育委員会においては、法改正や教職調整額等に係る最高限度額の措置状況等を踏まえて、本県における対応について様々な観点から広く検討しているところであるが、教員の給与は国民の教育機会の均等と水準の維持に大きく関わるものであり、今般の給特法等一部改正法の趣旨等を十分に踏まえた上で、他の都道府県の対応等も考慮し、適切に対処する必要がある。

9 人材の確保・育成

（１）有為で多様な人材の確保

ア 採用試験制度の見直し

生産年齢人口の減少、生成A Iはじめデジタル化の加速や危機管理事案の増加など、複雑・高度化する行政課題や、多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、有為で多様な人材が不可欠である。

一方で、若年人口が減少する中、採用活動の早期化・多様化が進む民間企業等との人材獲得の厳しい競合の下、今後の県政を担う優秀な人材を確保することは最重要課題の一つである。

こうした中、本委員会においては、人材の確保に向け、試験制度の大幅な見直しに取り組んでおり、昨年度には上級試験のうち総合土木職の先行実施枠を新設し、今年度には、多様な経験や専門性を有する社会人を対象とした職務経験者試験の受験年齢緩和やＵターン要件の撤廃、初級試験や先行実施枠の職種追加などにも取り組み、幅広い人材が受験しやすい環境整備に努めているところである。

しかしながら、このような試験制度の見直し等によっても、近年の上級試験の申込倍率は過去最低を更新し、職員の採用は年々厳しさを増していることから、今年度は、戦略的な人材確保・育成に組織の枠を越えて取り組むため、庁内のプロジェクトチームを設置し、採用試験制度の在り方や採用広報活動の強化策などについて検討を進めているところである。

労働市場や人材確保を取り巻く環境は急速に変化しており、今後也有為で多様な人材確保に向けて、採用制度全体の在り方を見直していくことが必要である。

イ 人材確保に資する取組

「選ばれる富山県庁」となるためには、富山県庁を就業先の一つとして意識、認識されるよう、富山県庁で働く魅力を伝えていくことがより重要である。

本委員会における人材確保対策事業については、カスタマージャーニーの視点を取り入れ、学生等が県職員という職業を認知し、選択に至るまでの一連の体験の流れを意識した情報発信を行うとともに、SNSや動画など若者に訴求力のある様々な手法を研究・活用しながら、各受験者層に応じた的確な情報提供や県職員の仕事の魅力をアピールできる機会の充実を図っていく。

具体的には、令和7年度新たに「県庁の仕事」について県職員に直接相談できるナビゲーター制度を導入するとともに、説明会やイベント等の開催に当たっては、就職活動の早期化に対応した開催時期の設定や大学低学年や高校生へのアプローチの強化など、引き続き県職員を志望する学生・受験者が参加・利用しやすい機会の創出に取り組んでいく。

任命権者においては、学生の就職活動におけるインターンシップの重要性が増すなか、インターンシップを希望する多くの学生に対応する受入枠の拡大に取り組んでいるが、就業体験を伴わないオープン・カンパニーの開催による受入れ人数・参加機会のさらなる拡大や、技術系職種におけるインターンシップの実施体制の強化などが求められる。

また、各職種の職員が大学等へ訪問する採用活動については、参加者の満足度や県職

員への志望度を高められるよう、多様な魅力ある職種を周知すると同時に、受験者にあった職種を選択できるよう、各部局の関係職種が合同で訪問・説明するなど、関係部局が一体となって取り組んでいくことが求められる。

このほか、人事交流としてデジタル庁や地方創生に資する機関への職員派遣により、キャリア形成や成長機会の提供に努めているが、このような人事交流は、多様な経験を有し、意欲・能力の高い人材を確保できるだけでなく、就職後のキャリア形成や成長機会を求める学生への魅力創出のためにも有用な方策であることから、引き続き活用範囲の拡大を図り、多様な人材確保に努めていく必要がある。

障害者を対象とした採用試験については、障害者雇用促進法等の趣旨を踏まえ、引き続き、障害に応じた合理的配慮に留意しつつ、障害者の採用に努めていく必要がある。

会計年度任用職員制度については、今後とも、地方自治法、地方公務員法及び関連法の趣旨を踏まえ、適切に制度を運用していく必要がある。

また、定年の段階的引上げにより、令和13年度には、職員の定年は基本65歳となるが、各任命権者においては、想定される業務量の推移や職員の年齢構成の平準化を十分に勘案の上、必要な新規採用を継続できるよう措置を講ずる必要がある。

(2) 女性職員の採用・登用の拡大

女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備について、適切に対応していく必要がある。また、社会全体で女性活躍の機運を醸成し、多様性を確保していくことは、男女とも自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会の実現のために不可欠である。

本県における女性職員の採用割合については、令和6年度は知事部局では45.7%、教育委員会では63.7%、課長補佐級・係長級の職にある女性職員の割合は令和7年4月時点で31.1%と、令和3年3月に策定した特定事業主行動計画の目標は達成しているが、管理職の女性割合は、増加傾向にあるものの令和7年4月時点で21.3%にとどまっている。

女性の採用割合が増加傾向にある一方、特に技術職においてモデルとなる女性の管理職が少ない状況にあることから、知事部局においては、子育てなどライフステージの変化にあっても、勤務場所や業務内容の制限を受けずに男女がともに生き生きと活躍し続けることができる職場環境について、20～30代の若い職員が話し合う場を設置するなど、自分の「ありたい姿」を描き、職場でのロールモデルとなれるよう成長する機会の創出などに取り組んでいるところである。

女性職員の管理職への登用や職域の拡大を推進するには、「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気づき、行動変容を促すことが重

要である。今後とも、職員一人ひとりや職場の意識改革と職員研修の実施を通じて、誰もが自身の可能性や能力を存分に発揮することで組織力（ケイパビリティ）を向上させ、富山県男女共同参画推進条例の基本理念である「政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画」に基づく取組を一層推進していく必要がある。

（３）複雑・多様化する時代を乗り切る職員の育成

デジタル技術の急進や先行き不透明で予測困難な時代において、県民の期待に応え、持続可能で質の高い行政サービスの提供を行うためには、職員一人ひとりが資質・能力を向上させると同時に、組織全体の能力を高めていくことが必要である。

本県では、人材（人財）をマネジメントする視点に立ち、「富山県職員人材育成・確保基本方針（以下、新方針）」を策定し、人材育成の取組を計画的・総合的に進めており、今年度は新たに「人材戦略課」を設置し、新方針に基づく職員の育成や人材確保対策について庁内のプロジェクトチームの設置をはじめ重点的に取り組んでいるところである。

また、昨年度設置された「職員キャリア開発支援センター」においては、職員の仕事へのやりがいと職場へのエンゲージメント向上等のため、職員からのキャリア相談や能力開発の標準的な道筋を示す職種別キャリアマップの作成などキャリア開発支援が進められている。若手職員を中心に、自身のキャリア形成への関心が高まっていることから、キャリアマップの作成は、職員のモチベーションの維持といった人材育成だけでなく、キャリア形成を重視する学生に対する県庁の魅力向上にもつながり、人材確保にも資するため、早期の作成・運用が期待される。

職員研修については、新方針に基づき新たな研修体系への見直しが進められているところであり、各役職段階に応じた計画的な研修のほか、業務の効率化に向けた職員の意識改革や能力の発揮、働き方改革の推進、DXの推進などの研修を引き続き行うとともに、新たに、職員のチャレンジ力・コミュニケーション力の強化を目的に、「民間から学ぶチャレンジ講座」も開催されている。

また、行政を取り巻く環境や県民ニーズが変化していく中、職員の個々の成長を促進するため、自己啓発やリスクリング、社会貢献活動等の機会の拡充など、職員が自律的・主体的かつ継続的に自己研鑽に励めるよう、職員のワーク・イン・ライフに配慮した勤務環境づくりも必要である。

なお、人事院においては、こうした自己研鑽など自己啓発等休業の対象となる事由の拡大について、令和８年夏に措置の内容を報告するとしており、本県においても適切に対応する必要がある。

今後とも、時代に対応した人材が育成されるよう、より効果的な研修を実施するため、

研修内容の充実・強化を図っていく必要がある。特にDXの推進に向けては、全ての職員が、急速に普及した生成AIを業務効率化等に生かすなどデジタルリテラシーの取得・向上に努め、より質の高い行政サービスへと変革することができるよう、継続的・体系的に育成を行うことが重要である。

さらに、職員が国や民間企業等の優れた知見を習得し、良好なキャリア形成や組織の活性化を目指すため、各任命権者間や本庁と出先機関、他の都道府県をはじめ、国や民間企業等との交流型の人材循環を、引き続き推進していくことが求められる。

(4) 人事評価制度の着実な推進

県民を取り巻く環境が激変する中、多様な社会課題に的確に対応し、県民に質の高い行政サービスを提供するため、目標によるマネジメント手法を取り入れることにより、効果的・効率的な仕事の進め方の定着や職員の能力開発を図るとともに、能力・業績に基づいた公正な処遇の実現により、職員の職務遂行意欲を高めることが必要である。

本県における人事評価制度について、知事部局では、職務の目標達成度等を基本とした業績評価制度を実施し、その評価結果を昇給及び勤勉手当に反映するとともに、能力評価も実施している。また、教育委員会では、「目標達成度による教員評価」を実施しているところである。知事部局では今年度、キャリア開発支援と連携した人事管理を行い、新方針における職員像や行動指針を踏まえ、職員の経歴や評価面談の記録など人事関連情報をデータベース化する「タレントマネジメントシステム」を導入し、職員の個性や強みを把握し、適切な人材配置につなげることとされた。

人事評価に当たっては、評価者と被評価者のそれぞれが組織目標を理解し、管理職員においては、業務の進捗状況の把握にとどまらず、効果的・効率的な業務の進め方や、試行的に実施している上司と部下が1対1で行う「1 on 1 面談」の活用を通じて今後のキャリア形成に資する助言・指導を行うことが重要である。

人事院は、本年、職務給の原則の下、職務・職責に見合った給与処遇の確保やメリハリと納得性のある人事評価に基づく任用の在り方を検討していくこととされ、種類や年次にとらわれない職務・職責を基準とした給与制度・運用の一環として、職員が昇格するため一定の期間昇格前の級に在級することを求める在級期間に係る制度を廃止することを報告した。

本県においても、公務組織を支える有為で多様な人材の確保や職員のモチベーション維持につながる職務・職責に見合った給与処遇や人事評価制度の適切な運用が必要である。現行では、職務の複雑、困難及び責任の度に基づいて、職務の級を分類しているが、職員の職場定着、離職防止にも資するよう、職務の難易度や責任の重さ、個人の能力、実績、

勤務実態等がより適切に給与に反映される人事・給与制度が求められる。

任命権者においては、これら評価制度等について、公正性・透明性・納得性を確保した上で、常に課題がないか検証しながら、着実な推進に取り組む必要がある。

10 勤務環境の整備

(1) 長時間勤務の改善等

長時間勤務の改善は、職員の健康保持・睡眠時間の確保、勤労意欲・活力の維持、業務の質や生産性の向上、有為で多様な人材の確保に加え、職員のウェルビーイングの実現といった観点から、非常に重要な課題である。

時間外勤務の上限時間については、人事委員会規則等において月45時間、年360時間等としており、上限規制の適用を除外して時間外勤務を命じた場合には、任命権者は当該時間外勤務に係る要因の整理、分析等を行うこととしている。

知事部局では、上司による時間外勤務の事前命令の継続的な取組のほか、業務平準化の実施やオフィスサポートスタッフの配置などにより、令和6年度の年間の時間外勤務は減少し、本庁勤務職員一人当たり時間外勤務時間数は対前年比4.7%減の245.7時間となった。

長時間勤務の縮減には、①勤務時間の適正な把握、②任命権者、服務監督権者、管理監督者及び職員の意識改革、③業務改革等の実行や徹底が重要であり、継続した取組を進めながら、問題の把握に努めるとともに、諸課題の解決策・改善策を実施していくことが必要である。

その際、上限時間の「月45時間」は、医学的知見を踏まえ、脳・心臓疾患の労災認定基準における労働時間の考え方を参考にして定めたもので、45時間を超えるほど業務と発症との関連性が強まるとされており、全ての関係者がこのことを改めて十分に認識したうえで、取組を進めることが重要である。

各任命権者においては、各規則に定めるところにより時間外勤務が発生する要因を整理・分析し、業務の効率化や業務量の平準化等の取組を継続して進めていくことを引き続き強く求める。

本委員会では、労働基準監督機関として、監督権を持つ全ての事業所を対象としたセルフチェックシートによる書面調査のほか、抽出による訪問調査を行い、時間外勤務の上限時間等の制度周知や時間外勤務管理シートによる自己管理を推奨するとともに、労働安全衛生等についての必要な助言・指導を行っている。昨年度の調査では、長時間勤務について、職員間に偏りのある事例や、上限に迫る長時間勤務が恒常化している事例が見受けられ、個々の事業所に対し指摘を行うとともに、任命権者に対しても、長時間勤務の縮減などに効果的な取組事例の紹介を行った。

引き続き、国の取組や検討状況なども参考に、各任命権者の上限時間等の制度の運用状況や長時間勤務の縮減に向けた取組を注視し、併せて制度周知や必要な助言・指導を実施していく。

ア 勤務時間の適正な把握・管理

服務監督権者、管理監督者による勤務時間の適正な把握・管理は、職員の健康管理をはじめ、長時間勤務の発生要因の整理・分析、業務の効率化・平準化や改善を進めていくための基礎として必要不可欠であるとともに、労働法制上求められる使用者としての職員に対する安全配慮に関する責務である。

各任命権者においては、パソコンの使用時間による勤務時間の把握を実施している。勤務時間を客観的な手段により把握することは、職員の業務の平準化や、法律に基づく医師等による面談を適切に実施することの前提となるとともに、職員自らが働き方や限られた時間の使い方を省み、業務の進め方を組み直す契機となる。

時間外勤務は上司による事前命令が原則であるが、原則どおりに運用できない場合でも、時間外勤務命令者と職員の間で時間外勤務の範囲についての認識に齟齬が生じないように、職員間で勤務時間の適正な把握・管理方法を周知徹底しておくなど、引き続き、勤務時間の適正な把握・管理に努めていくことが重要である。

時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方の普及・実現に向けては、服務監督権者、管理監督者の負担の回避や軽減のため、デジタルツール等を活用し、効率的に勤務時間を把握・管理できる環境を整備していく必要がある。

また、任命権者による「他律的業務の比重が高い部署」の指定は、係又は班単位にする、期間を限定するなど、業務の実態に即して必要最小限とするとともに、他律的業務に該当しない業務について上限を超える時間外勤務を命じないように徹底することが求められる。

イ 任命権者、服務監督権者、管理監督者、職員の意識改革

各任命権者においては、長時間労働の是正のため、管理監督者のマネジメントの強化を図ることが求められる。長時間勤務の縮減は、職場風土や職員意識の改革にも関わるものであり、管理監督者が時間外勤務の上限に関する制度趣旨を十分理解し、強力なリーダーシップの下で取組を進める必要がある。

また、各管理監督者は、自らが①時間外勤務の事前命令を徹底するとともに、不要不急の時間外勤務を命じないこと、②職員一人ひとりの能力、適性、状況や業務への希望などを把握し、人員や業務を適切に割り振るよう努めること、③率先して「ワーク・イン・ライフ」の実践に努めることなどが重要である。

さらに、職員一人ひとりも、長時間勤務を改善し、ワーク・イン・ライフの意識を持

ちつつ、計画的・効率的な事務処理を進めていくことが重要であり、各任命権者は、職員に対し積極的な意識啓発に努める必要がある。

ウ 業務改革等の徹底と業務量に応じた必要な人員の確保

長時間勤務の改善は、組織運営の課題であり、組織全体として業務改革に継続的かつ積極的に取り組む必要がある。

県では、知事を本部長とする「D X・働き方改革推進本部」を設置して、行政及び産業・地域社会におけるD Xと働き方改革を推進している。昨年11月には「富山県デジタルによる変革推進条例」に基づく実施計画が策定され、各部局が各分野のD X推進に主体的に取り組んでいる。人口減少とそれに伴う担い手不足などの課題に直面する中、県の組織においても、業務改革の一環として、また、行政サービスの新たな手法として、ビジネスチャット、A I、R P Aなどのデジタルツールを活用した効果的・効率的な業務事例の横展開を加速していくことが重要である。

今後とも、組織全体として業務の廃止・削減・統合・簡素化を一層進めるとともに、災害対策、感染症対策など緊急な対応が必要な業務については、引き続き臨機応変な人員配置をはじめ、任期付職員、会計年度任用職員の活用など柔軟な人員配置、B C P（業務継続計画）の徹底などにより、職員の負担を軽減することが重要である。

各任命権者においては、こうした取組と併せ、業務の廃止・削減などの抜本的な見直しを進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない職場については、業務量に応じた必要な人員を機動的に確保することを求める。

（２）教員を取り巻く環境整備

教員の長時間勤務を改善し、教員が健康で生き生きと子供たちと接することを通じ、学校における「働きやすさ」と「働きがい」を両立することは、全ての子供たちへのよりよい教育を実現するために、非常に重要である。

教育委員会では、教育委員会規則において、時間外勤務時間（教員の正規の勤務時間を除いた在校等時間）の上限時間を月45時間、年360時間と定め、その範囲内となるよう業務量の適切な管理を行うこととされている。

このため、毎年「とやま学校働き方改革推進プラン」をまとめ、教員の働き方改革への取組を進めるとともに、「とやま学校多忙化解消推進委員会」においてその効果を検証し、必要な取組について議論している。具体的には、長時間勤務の是正について、若手教諭で構成されたワーキンググループからの提言も踏まえ、校務支援システムの導入など校務のD X化、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員など外部人材の活用、学校行事等の精選や内容の見直しなどを進めてきているところである。

昨年度、月80時間以上の時間外勤務をした教員の割合は、小学校では1.6%、中学校では8.2%、高等学校では8.3%、特別支援学校では0.3%であり、減少傾向にはあるものの、依然として長時間勤務の教員は少なくない。

こうした中、前記8（1）のとおり給特法等一部改正法では、教員の働き方改革の一層の推進を図るため、教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「計画」という。）の策定・公表及び計画の実施状況の公表が義務付けられた。これを踏まえ、教育委員会においては、計画策定に向けた準備を進められているところであり、教員の働き方を「見える化」し、検証していくことにより、働き方改革の実効性を高めていくことが重要である。

本委員会には、労働基準監督機関としての役割を十分に果たすことが求められており、これまでも、長時間勤務の改善に向け、職員ごとや学校ごとに時間外勤務状況を把握できるExcelシートを作成し、各教育委員会に共有している。計画策定を機に、教員のサービスを監督する教育委員会において一層の活用が図られるよう、引き続き、周知・啓発に努めている。

児童・生徒のためには長時間勤務もやむを得ないとするこれまでの教員の働き方を見直し、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることは、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対するより良い教育、ひいては子供たちのウェルビーイングの向上にも資するものである。こうした理念を、任命権者、服務監督権者、管理監督者及び教員が共有することが重要であり、各学校においては、教育上の必要性や効果を踏まえ、実態に応じた継続的な業務見直しを進める必要がある。

また、学校における働き方改革の実効性をより一層向上させるため、各施策について、任命権者、服務監督権者、管理監督者及び労働基準監督機関が、それぞれの権限と責任に応じ、連携・協力して効率的・効果的に取り組む必要がある。

（3）柔軟で多様な働き方の実現・加速化

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、個々の職員の事情に応じた、時間や場所にとらわれない働き方を推進することが求められている。

こうした柔軟で多様な働き方の推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができ、豊かな発想が生まれる職場環境づくりに加え、公務職場の魅力が向上し「選ばれる職場」にもつながるものである。

知事部局等では、昨年度から、育児・介護や業務上の事由に限定されていた時差出勤制度を、事由によらず全ての職員が利用できる制度に拡大されたところであり、今年度からはさらに、1週間単位での利用が可能となるなど、運用が柔軟化されている。

D X・働き方改革推進に向けた令和7年度の取組として、4月から運用を開始したモデルオフィスでは、フリーアドレス制の導入やペーパーレス化の徹底、テレワークの推進により、柔軟な働き方の実現を目指しており、今後、職員のアンケートを踏まえ、働きやすく魅力的な職場環境づくりに反映させるとしている。また、食堂の一部に職員向けコミュニケーションスペース「サクリ」が設置されたところであり、本館5階の共創スペース「コクリ」とあわせ、組織の垣根を越えた柔軟な発想が生まれる環境が整備されている。現在進行中の「県庁舎のあり方検討会」における議論の動向にも注視しつつ、継続的な環境改善が求められる。

また、業務改善や予算要求に関する伴走支援窓口を設置したり、部局の管理職や各所属を訪問してレクチャーや課題解決を行うなど、各所属におけるD X推進を後押しするきめ細かな取組も、D X・働き方改革の加速化に資するものである。

テレワークについては、知事部局において試行制度を実施中であり、在宅型の実施可能場所が拡大されるなど職員のニーズに応じて運用の見直しが図られているところであるが、本格実施に向けては、ハード面の整備とあわせ、勤務管理やメンタルヘルス等、ソフト面の課題も整理する必要がある。

フレックスタイム制についても、知事部局の研究職員を対象に試行制度として継続しているところであるが、国をはじめ他自治体において週休3日制の導入が進んでいることを踏まえ、動向を注視しつつ、本県における制度のあり方について検討を継続していく必要がある。

他の任命権者においては、知事部局での試行状況を参考にしつつ、人材確保の観点からも、それぞれの業務の特性を踏まえ可能な範囲内で、導入を検討する必要がある。

柔軟で多様な働き方の実現に向けては、職員のワーク・イン・ライフを基本に、組織目標の策定・共有、業務の見直しや効率化、業務量の削減、デジタル基盤の整備、関係規程の見直し等を進め、取組を加速化させていくことが必要である。

(4) 仕事と生活の両立支援の推進

職員が育児・介護等を行いながら安心して働き続けることができるよう、本県では、特定事業主行動計画に基づき、家族看護休暇や育児休業制度等の充実、男性職員の育児参画関係休暇の拡充、時差出勤制度の柔軟な運用やテレワークの試行実施など、多様な働き方の支援に積極的に取り組んでいる。

特に、男性職員の育児休業については、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」を踏まえ、各任命権者において令和7年度までの取得率の目標を定めて重点的に取り組んでいるところである。引き続き、各任命権者において、取得率の向上はもとより、職

員が希望する時期・期間の取得が可能となるよう、支援策を講ずることが求められる。

国家公務員の育児休業等については、より柔軟な働き方を実現するため、「国家公務員の育児休業等に関する法律」が改正され、本年4月1日から段階的に施行された。地方公務員についても、「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正され、これを踏まえて「県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例」が改正され、家族看護休暇に係る取得事由の拡大や、育児部分休業の取得パターンの追加など、本年4月1日から段階的に施行されたところである。

少子高齢化が進む中、職員が充実感をもって働き、離職することなく、仕事と生活を両立できるような支援制度と、それを利用しやすい勤務環境の整備が求められる。殊に育児は長期間にわたり、子供、職員双方の「ライフプラン全体」に及ぶものでもあるため、子供の成長や年齢に応じた支援制度の検討も必要である。

11 心身の健康づくりの充実等

(1) メンタルヘルス対策等

職員個々のウェルビーイングを実現するためには、各自の健康増進を重視し、これに積極的に取り組むことにより、能率的で活力ある公務組織の確立や質の高い行政サービスの提供を目指すという視点に立った健康管理施策の推進が極めて重要である。

心身両面での職員の健康づくりについては、定期健康診断をはじめ各種健康診断やメンタルヘルス相談、ストレスチェック制度の実施など様々な取組が行われている。

知事部局等においては、長時間の時間外勤務による職員の健康障害を未然に防止するため、月100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える時間外勤務を行った職員全員を対象に医師等による面接指導が行われているが、今後も、確実に面接指導を受診させるなど、適切な対応に努める必要がある。

メンタルヘルスについては、不調に至った場合、長期間の療養を必要とし、職員本人・家族はもとより公務の運営にも影響を及ぼすことから、その対策として、予防、早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。

具体的には、ストレスチェック制度を活用し、まずは職員一人ひとりが、自身の心身の状態を定期的に把握することが重要である。また、管理監督者は、日頃から職員に対して目配りすること、職員が気軽に相談できる風通しのよい環境づくりに努めること、困難な業務については組織全体で対応することなどにより、いち早く職員の体調の変化に気づき、早期に適切な対応をとることが重要である。知事部局では、毎年6～8月にかけて、新規採用職員全員を対象にヘルスガイダンスを実施されている。入庁後の早い段階で新規採用職員の心身の健康状態を把握することは極めて重要であり、他の任命権者での実施も含め、

今後も継続的に実施し、事後のフォローアップも適切に対応することが望まれる。

また、知事部局では、令和5年6月から、前日の勤務終了後、翌日の勤務開始までの間に原則11時間以上の休息時間（インターバル時間）を確保する「勤務間インターバル試行制度」が導入されている。11時間という時間数は、脳・心臓疾患のリスク上昇のほか、疲労蓄積や睡眠の質の低下など健康への影響を考慮して定められた基準であり、任命権者や管理監督者は、勤務間インターバルの趣旨を正しく理解し、職員の生活時間や睡眠時間が十分に確保され、心身両面の健康が保持されるよう、十分配慮することが必要である。恒常的に長時間勤務が発生している職場においてはインターバル時間の確保が難しいという課題も見られるところであり、本委員会では、今後人事院から示される対応例も参考にしながら、各任命権者と連携し、職員が安心して勤務できる環境づくりに必要な指導・助言を行っていく。

長期病休者に対しては、円滑な職場復帰や病気の再発防止が肝要であり、各任命権者は、管理監督者や主治医と連携しつつ、本人の状態に応じた段階ごとに適切な対応を行い、復職支援に努める必要がある。

さらに、高齢層職員や女性職員の割合の増加に加え、フレックスタイムやテレワークなど、時間や場所に制約を受けない柔軟で多様な働き方が進展していくことも念頭に置きつつ、職員が抱える多様な健康問題に対応できる施策を一層推進する必要がある。

（２）ゼロ・ハラスメントに向けた取組

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳や人格を不当に傷つけ、メンタルヘルス不調の原因となり得ることに加え、職場環境への影響も大きいことから、多様化するハラスメントの防止は重要な課題である。特に近年、社会全体で関心が高まっているカスタマー・ハラスメントについては、公務においても、行政サービスの利用者等からの言動がハラスメントになる場合があり、組織としての対応と、迅速かつ適切な職員の救済が図られるべきである。また、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動もハラスメントに該当するものであり、引き続き、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に取り組んでいく必要がある。

本委員会においては、地方公務員法に基づき、職員からの苦情相談窓口を設置しているが、寄せられる相談の半数近くがハラスメント関係であり、任命権者においてハラスメントの未然防止や発生時の迅速な解決に向けて適切に対応いただくよう要請している。

各任命権者においては、ハラスメント防止・対応マニュアルの周知・活用や相談窓口の設置、管理監督者や新任職員への研修実施などの取組が進められているほか、特にカスタマー・ハラスメントに対しては、知事部局において通話録音装置等の導入や防止ポスター

の掲示など、さらなる取組が進められているところである。今後とも、職員一人ひとりがハラスメントに対する関心と理解を継続して深め、自らの言動に必要な注意を払うよう、意識啓発などの防止対策を積極的に推進することが必要である。加えて、ハラスメント事案が起きた場合に迅速・適切に対応するため、相談を受ける職員の対応力の向上など、事案の解決に向けた相談体制の充実にも取り組む必要がある。

職員が安心して能力を最大限に発揮できる勤務環境の実現に向け、本委員会においても、苦情相談窓口の活用について継続的に周知するとともに、窓口への相談に対する対応について任命権者と情報共有を図り、ハラスメント対策が実効性あるものとなるよう取り組んでいく。

12 おわりに

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものである。これは長年の経緯を経て県民の理解を得た給与決定方式として定着している。

また、こうした仕組みを通じて、職員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

県議会及び知事におかれては、給与勧告・報告制度が果たしている役割に理解をいただき、この勧告に基づいて適切に対応されるよう要請するものである。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）、富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）、富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）を改正することを勧告する。

1 富山県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

（2）諸手当

ア 初任給調整手当について

（ア）医療職給料表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を417,600円とすること。

（イ）医療職給料表（1）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を52,100円とすること。

イ 宿日直手当について

勤務1回に係る支給額の限度を、医師又は歯科医師の宿日直勤務は22,500円、その他の宿日直勤務は7,700円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ33,750円、11,550円）とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当について

（ア）令和7年12月期の支給割合

a b 以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員

にあつては、0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.525月分）とすること。

b 特定管理職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.625月分）とすること。

(イ) 令和8年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5125月分）とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6125月分）とすること。

2 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の改正

新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

3 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

4 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

5 改定の実施時期

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(ア)、3の(2)のア及び4の(2)のアについては令和7年12月期から、1の(2)のウの(イ)、3の(2)のイ及び4の(2)のイについては令和8年4月1日から実施すること。

(2) 特地勤務手当に準ずる手当の支給に関する経過措置

2の改定に伴い、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し所要の措置を

講ずること。

(3) その他所要の措置

(2) に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					

	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
	86	266,200	305,800	355,700							
	87	266,500	306,100	356,100							
	88	266,800	306,400	356,500							
	89	267,100	306,700	356,700							
	90	267,400	307,000	357,100							
	91	267,700	307,300	357,500							
	92	268,000	307,600	357,900							
	93	268,300	307,800	358,100							
	94		308,000	358,400							
	95		308,300	358,800							
	96		308,700	359,100							
	97		308,900	359,400							
	98		309,200	359,800							
	99		309,500	360,200							
	100		309,900	360,600							
	101		310,100	361,100							
	102		310,400	361,500							
	103		310,700	361,900							
	104		311,000	362,300							
	105		311,200	362,800							
	106		311,500	363,200							
	107		311,800	363,500							
	108		312,100	363,800							
	109		312,300	364,200							
	110		312,600								
	111		313,000								
	112		313,300								
	113		313,500								
	114		313,700								
	115		314,000								
	116		314,400								
	117		314,600								
	118		314,800								
	119		315,100								
	120		315,400								
	121		315,700								
	122		315,900								
	123		316,200								
	124		316,500								
	125		316,800								
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000	
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400	
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500		
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800		
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300		
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600		
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900		
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200		
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400		
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700		
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900		
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200		
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400		
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700		
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000		
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200		
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400		
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700		
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000		
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300		
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500		
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800		
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100		
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400		
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600		
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900		
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200		
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500		
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700		
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800			
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100			
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300			
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500			
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800			
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100			
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300			
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500			
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800			
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100			
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300			
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500			
	86	312,500	331,200	355,900	398,800					
	87	313,200	332,200	357,400	399,400					
	88	313,900	333,200	358,800	400,000					
	89	314,600	334,100	360,100	400,300					
	90	315,300	335,400	361,300	400,800					
	91	316,000	336,600	362,500	401,300					
	92	316,700	337,800	363,800	401,800					
	93	317,200	339,000	365,100	402,200					
	94	318,100	340,300	366,600	402,600					
	95	319,000	341,500	368,100	403,100					
	96	319,800	342,700	369,500	403,600					
	97	320,500	343,900	370,800	404,000					
	98	321,400	345,200	372,000	404,500					
	99	322,300	346,400	373,100	405,000					
	100	323,200	347,600	374,300	405,400					

	101	324,100	349,000	375,400	405,700					
	102	325,100	349,900	376,500	406,100					
	103	326,100	350,900	377,600	406,500					
	104	327,000	352,000	378,700	406,800					
	105	327,800	353,100	379,900	407,100					
	106	328,400	354,200	380,400	407,600					
	107	329,000	355,200	381,000	408,100					
	108	329,600	356,200	381,600	408,600					
	109	330,100	357,400	382,200	408,900					
	110	330,600	358,400	382,700	409,400					
	111	331,000	359,400	383,100	409,900					
	112	331,500	360,300	383,600	410,400					
	113	332,300	361,200	384,000	410,700					
	114	332,900	362,100	384,400	411,200					
	115	333,600	363,000	384,900	411,700					
	116	334,200	364,000	385,400	412,200					
	117	334,800	365,000	385,800	412,600					
	118	335,500	365,400	386,300	413,100					
	119	336,200	366,000	386,900	413,500					
	120	336,900	366,600	387,400	414,000					
	121	337,500	366,900	387,600	414,400					
	122	337,800	367,300	388,100						
	123	338,300	367,700	388,600						
	124	338,800	368,100	389,000						
	125	339,100	368,500	389,500						
	126		368,900	390,000						
	127		369,300	390,500						
	128		369,700	391,000						
	129		370,100	391,300						
	130		370,500	391,800						
	131		370,900	392,300						
	132		371,300	392,800						
	133		371,500	393,100						
	134		372,000	393,600						
	135		372,300	394,000						
	136		372,600	394,400						
	137		372,900	394,700						
	138		373,300	395,100						
	139		373,800	395,600						
	140		374,300	396,100						
	141		374,600	396,400						
	142		375,100							
	143		375,600							
	144		376,100							
	145		376,400							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900

備考 この表は、警察官に適用する。

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	212,900	259,800	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	419,600	
	23	257,700	294,800	421,000	
	24	258,900	296,900	422,300	
	25	260,100	298,900	423,900	
	26	261,300	300,800	425,300	
	27	262,500	302,700	426,600	
	28	263,700	304,500	428,000	
	29	264,800	306,300	429,400	
	30	265,800	308,200	430,700	
	31	266,900	310,000	432,200	
	32	267,900	311,700	433,700	
	33	269,000	313,400	435,300	
	34	270,100	315,200	436,700	
	35	271,300	316,900	438,300	
	36	272,600	318,500	439,800	
	37	273,800	320,100	441,500	
	38	274,900	321,800	443,000	
	39	276,100	323,600	444,600	
	40	277,200	325,300	446,200	
	41	278,500	326,600	447,700	
	42	279,500	328,500	449,200	
	43	280,500	330,300	450,400	
	44	281,400	332,000	451,600	
	45	282,000	333,600	452,800	
	46	282,800	335,500	454,100	
	47	283,600	337,200	455,300	
	48	284,400	338,900	456,500	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	285, 100	340, 600	457, 600
	50	285, 900	342, 300	458, 800
	51	286, 600	344, 000	460, 000
	52	287, 400	345, 700	461, 200
	53	288, 200	347, 400	462, 400
	54	289, 000	348, 700	463, 600
	55	289, 700	350, 000	464, 800
	56	290, 500	351, 300	466, 000
	57	291, 200	352, 800	467, 100
	58	291, 800	354, 400	467, 700
	59	292, 600	355, 900	468, 200
	60	293, 400	357, 500	468, 700
	61	294, 100	358, 900	469, 200
	62	294, 700	360, 500	
	63	295, 500	362, 100	
	64	296, 100	363, 500	
	65	297, 100	365, 000	
	66	297, 900	366, 600	
	67	298, 600	368, 200	
	68	299, 300	369, 700	
	69	299, 900	371, 200	
	70	300, 600	372, 800	
	71	301, 300	374, 300	
	72	302, 000	375, 800	
	73	302, 700	377, 300	
	74	303, 400	378, 900	
	75	304, 100	380, 500	
	76	304, 600	382, 000	
	77	305, 200	383, 400	
	78	305, 800	384, 800	
	79	306, 500	386, 200	
	80	307, 100	387, 500	
	81	307, 600	388, 800	
	82	308, 200	390, 200	
	83	308, 900	391, 500	
	84	309, 600	392, 800	
	85	310, 200	393, 900	
	86	311, 000	395, 300	
	87	311, 700	396, 600	
	88	312, 300	397, 900	
	89	313, 000	399, 100	
	90	313, 800	400, 400	
	91	314, 600	401, 500	
	92	315, 400	402, 700	
	93	315, 900	403, 900	
	94	316, 700	405, 000	
	95	317, 500	406, 200	
	96	318, 300	407, 400	
	97	318, 900	408, 800	
	98	319, 600	409, 800	
	99	320, 400	410, 800	
	100	321, 100	411, 800	
	101	321, 900	412, 700	
	102	322, 700	413, 700	
	103	323, 600	414, 800	
	104	324, 400	415, 900	

	105	325,000	416,600		
	106	325,800	417,500		
	107	326,600	418,400		
	108	327,400	419,300		
	109	328,100	420,100		
	110	328,500	420,900		
	111	328,800	421,700		
	112	329,300	422,500		
	113	329,800	423,100		
	114	330,200	423,800		
	115	330,600	424,500		
	116	331,000	425,200		
	117	331,500	425,800		
	118	332,000	426,300		
	119	332,400	426,600		
	120	332,900	426,900		
	121	333,400	427,200		
	122	333,800	427,500		
	123	334,200	427,800		
	124	334,700	428,000		
	125	335,200	428,200		
	126	335,500	428,500		
	127	335,800	428,800		
	128	336,100	429,000		
	129	336,300	429,200		
	130	336,600	429,500		
	131	336,900	429,800		
	132	337,100	430,000		
	133	337,300	430,200		
	134	337,500	430,500		
	135	337,700	430,800		
	136	338,000	431,000		
	137	338,300	431,200		
	138	338,500	431,500		
	139	338,800	431,800		
	140	339,100	432,000		
	141	339,300	432,200		
	142	339,500	432,500		
	143	339,800	432,800		
	144	340,000	433,000		
	145	340,300	433,200		
	146	340,500			
	147	340,800			
	148	341,100			
	149	341,300			
	150	341,500			
	151	341,800			
	152	342,100			
	153	342,300			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		247,200	288,900	348,200	436,000

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額
は、この表の額に 7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	212,900	234,000	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	388,500	
	23	257,700	272,500	389,700	
	24	258,900	273,700	390,800	
	25	260,100	275,000	391,800	
	26	261,200	276,700	393,000	
	27	262,300	278,400	394,100	
	28	263,400	280,100	395,200	
	29	264,600	281,800	396,300	
	30	265,700	283,800	397,500	
	31	266,800	286,000	398,700	
	32	267,800	288,200	399,800	
	33	268,900	290,400	400,800	
	34	269,900	292,600	401,900	
	35	270,900	294,800	403,100	
	36	272,000	296,900	404,300	
	37	273,200	298,900	405,500	
	38	274,100	300,800	406,800	
	39	275,100	302,700	407,900	
	40	276,200	304,500	409,100	
	41	277,400	306,300	410,200	
	42	278,500	308,200	411,500	
	43	279,600	310,000	412,500	
	44	280,700	311,700	413,600	
	45	281,600	313,400	414,800	
	46	282,400	315,200	416,000	
	47	283,200	316,900	417,200	
	48	284,000	318,500	418,400	
	49	284,600	320,100	419,500	
	50	285,400	321,800	420,500	
	51	286,100	323,600	421,800	
	52	286,800	325,300	423,000	

	53	287,600	326,600	424,200	
	54	288,400	328,500	425,300	
	55	289,000	330,300	426,400	
	56	289,700	332,000	427,500	
	57	290,400	333,600	428,500	
	58	291,200	335,500	429,700	
	59	292,000	337,200	430,900	
	60	292,600	338,900	432,100	
	61	293,200	340,600	432,700	
	62	293,900	342,300	433,500	
	63	294,600	344,000	434,200	
	64	295,100	345,700	434,700	
	65	295,800	347,400	435,000	
	66	296,500	348,700	435,300	
	67	297,100	350,000	435,700	
	68	297,700	351,300	436,100	
	69	298,400	352,800	436,400	
	70	299,100	354,300	436,800	
	71	299,700	355,800	437,100	
	72	300,400	357,300	437,400	
	73	300,900	358,600	437,700	
	74	301,500	360,100	438,000	
	75	302,200	361,600	438,300	
	76	302,700	363,000	438,600	
	77	303,300	364,400	438,800	
	78	303,900	365,900	439,100	
	79	304,500	367,400	439,400	
	80	305,100	368,900	439,600	
	81	305,600	370,200	439,800	
	82	306,100	371,500		
	83	306,700	372,800		
	84	307,300	374,000		
	85	307,700	375,200		
	86	308,100	376,400		
	87	308,600	377,500		
	88	309,100	378,600		
	89	309,500	379,600		
	90	310,000	380,700		
	91	310,400	381,800		
	92	310,900	382,900		
	93	311,200	384,000		
	94	311,700	385,100		
	95	312,200	386,100		
	96	312,600	387,200		
	97	312,900	388,200		
	98	313,300	389,200		
	99	313,700	390,100		
	100	314,100	391,000		
	101	314,500	391,800		
	102	314,800	392,800		
	103	315,100	393,600		
	104	315,400	394,500		
	105	315,600	395,300		
	106	315,900	396,200		
	107	316,200	397,100		
	108	316,400	398,000		

	109	316,600	398,800		
	110	316,800	399,800		
	111	317,100	400,700		
	112	317,400	401,600		
	113	317,600	402,200		
	114	317,800	403,100		
	115	318,000	404,000		
	116	318,300	404,900		
	117	318,600	405,700		
	118	318,800	406,400		
	119	319,100	407,200		
	120	319,400	408,000		
	121	319,600	408,600		
	122	319,800	409,300		
	123	320,000	410,000		
	124	320,300	410,600		
	125	320,600	411,200		
	126		411,900		
	127		412,400		
	128		413,000		
	129		413,600		
	130		414,200		
	131		414,700		
	132		415,200		
	133		415,500		
	134		415,800		
	135		416,000		
	136		416,300		
	137		416,600		
	138		416,900		
	139		417,200		
	140		417,500		
	141		417,800		
	142		418,100		
	143		418,400		
	144		418,700		
	145		418,900		
	146		419,200		
	147		419,500		
	148		419,700		
	149		419,900		
	150		420,200		
	151		420,500		
	152		420,700		
	153		420,900		
	154		421,200		
	155		421,500		
	156		421,700		
	157		421,900		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		238,400	285,800	341,600	425,600

備考

- この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	262,600	322,100	386,400	444,700
	42	263,900	322,600	387,600	446,000
	43	265,300	323,100	388,800	447,400
	44	266,700	323,500	390,000	448,700
	45	268,200	323,900	390,700	449,500
	46	269,500	324,400	391,700	450,300
	47	270,700	324,900	392,500	451,200
	48	271,900	325,300	393,200	452,100
	49	273,100	325,700	393,900	452,900
	50	274,200	326,100	394,600	453,700
	51	275,300	326,400	395,200	454,300
	52	276,400	326,900	395,800	455,100
	53	277,400	327,300	396,400	455,500
	54	278,500	327,700	397,100	456,100
	55	279,500	328,100	397,900	456,600
	56	280,500	328,400	398,700	457,100
	57	281,500	328,800	399,300	457,600
	58	282,200	329,100	400,100	
	59	282,700	329,500	400,800	
	60	283,300	329,800	401,500	
	61	283,900	330,200	402,100	
	62	284,500	330,700	402,800	
	63	285,100	331,300	403,400	
	64	285,600	331,800	404,100	
	65	286,200	332,200	404,800	
	66	286,700	332,800	405,400	
	67	287,300	333,300	406,000	
	68	287,800	333,900	406,700	
	69	288,400	334,400	407,400	
	70	289,100	334,900	407,900	
	71	289,700	335,400	408,500	
	72	290,300	336,000	409,100	
	73	290,900	336,500	409,600	
	74	291,500	337,200	410,200	
	75	292,100	337,900	410,800	
	76	292,800	338,600	411,300	
	77	293,400	339,200	411,800	
	78	294,100	339,800	412,300	
	79	294,800	340,500	412,800	
	80	295,300	341,200	413,500	
	81	295,900	341,900	413,900	
	82	296,500	342,600		
	83	297,200	343,200		
	84	297,800	343,800		

	85	298,300	344,300			
	86	298,900	344,800			
	87	299,600	345,200			
	88	300,200	345,600			
	89	300,700	345,900			
	90	301,300	346,400			
	91	302,000	346,700			
	92	302,600	347,100			
	93	303,200	347,400			
	94	303,800	347,700			
	95	304,400	348,100			
	96	305,000	348,500			
	97	305,300	349,000			
	98	305,800	349,500			
	99	306,400	350,000			
	100	306,900	350,500			
	101	307,300	351,000			
	102	307,700	351,500			
	103	308,000	351,900			
	104	308,400	352,400			
	105	308,800	352,800			
	106	309,200	353,200			
	107	309,600	353,700			
	108	309,900	354,100			
	109	310,100	354,600			
	110	310,500	355,000			
	111	310,800	355,400			
	112	311,000	355,800			
	113	311,300	356,300			
	114	311,600	356,700			
	115	311,900	357,100			
	116	312,200	357,500			
	117	312,400	358,000			
	118	312,700	358,400			
	119	312,900	358,800			
	120	313,200	359,200			
	121	313,500	359,600			
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
	36	401,100	471,800	530,400		
	37	402,500	473,200	531,400		
	38	403,900	474,900	532,700		
	39	405,300	476,500	534,000		
	40	406,700	478,000	535,300		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	408,200	479,600	536,300		
	42	408,900	480,800	537,100		
	43	409,500	481,900	537,900		
	44	410,100	483,000	538,700		
	45	410,900	484,000	539,600		
	46	411,500	484,900	540,400		
	47	412,100	485,800	541,200		
	48	412,600	486,600	541,900		
	49	413,100	487,300	542,700		
	50	413,500	488,000	543,500		
	51	414,000	488,700	544,200		
	52	414,400	489,300	545,100		
	53	414,800	489,900	546,000		
	54	415,100	490,600	546,800		
	55	415,400	491,200	547,700		
	56	415,800	491,800	548,600		
	57	416,100	492,100	549,400		
	58	416,500	492,700	550,200		
	59	416,800	493,300	551,000		
	60	417,200	494,000	551,700		
	61	417,600	494,400	552,500		
	62	417,900	495,000	553,400		
	63	418,200	495,700	554,300		
	64	418,500	496,400	555,200		
	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400	556,900		
	67		498,000	557,800		
	68		498,500	558,700		
	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

備考 この表は、病院、厚生センター等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900	
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800		
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500		
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100		
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500		
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000		
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600		
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200		
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600		
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100		
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600		
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100		
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700		
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200		
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800		
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400		
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900		
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400		
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800		
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200		
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500		
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000		
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400		
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800		

	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200		
	78	265,000	301,000	338,100	359,700	403,700		
	79	265,300	301,200	338,500	359,900	404,100		
	80	265,500	301,500	339,000	360,200	404,500		
	81	265,700	301,800	339,500	360,700	404,900		
	82	266,000	302,000	339,800	361,000	405,400		
	83	266,300	302,300	340,000	361,300	405,800		
	84	266,500	302,600	340,300	361,600	406,200		
	85	266,700	302,800	340,700	362,000	406,600		
	86		303,000	341,100	362,300			
	87		303,200	341,400	362,600			
	88		303,400	341,700	362,900			
	89		303,800	342,000	363,300			
	90		304,000	342,200	363,600			
	91		304,200	342,600	363,800			
	92		304,400	342,900	364,100			
	93		304,800	343,100	364,400			
	94		305,000	343,400	364,800			
	95		305,200	343,700	365,200			
	96		305,500	343,900	365,600			
	97		305,800	344,100	366,100			
	98		306,000	344,400	366,500			
	99		306,200	344,700	366,900			
	100		306,500	344,900	367,300			
	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300				
	103		307,200	345,700				
	104		307,500	345,900				
	105		307,800	346,100				
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

備考 この表は、病院、厚生センター、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、保健師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400

	41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300	438, 800	479, 200
	42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700	439, 800	
	43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000	440, 900	
	44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000	
	45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000	
	46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500	
	47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000	
	48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400	
	49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000	
	50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500	
	51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900	
	52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400	
	53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900	
	54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300	
	55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600	
	56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900	
	57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300	
	58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600		
	59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300		
	60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900		
	61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500		
	62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100		
	63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800		
	64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400		
	65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100		
	66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600		
	67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200		
	68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700		
	69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100		
	70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700		
	71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100		
	72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400		
	73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700		
	74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200		
	75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600		
	76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900		
	77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200		
	78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700		
	79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200		
	80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600		
	81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900		
	82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300		
	83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800		
	84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
	86	295,800	322,600	360,600	379,900			
	87	296,300	323,600	361,400	380,500			
	88	296,800	324,600	362,200	381,000			
	89	297,200	325,500	362,800	381,300			
	90	297,700	326,500	363,400	381,800			
	91	298,200	327,500	364,000	382,100			
	92	298,700	328,500	364,600	382,400			
	93	299,200	329,300	365,000	383,000			
	94	299,600	330,000	365,400	383,500			
	95	300,100	330,700	365,900	384,000			
	96	300,700	331,300	366,300	384,500			
	97	301,300	331,800	366,800	385,100			
	98	301,800	332,100	367,200	385,600			
	99	302,300	332,600	367,700	386,100			
	100	302,800	333,200	368,100	386,500			
	101	303,200	333,600	368,400	387,100			
	102	303,700	334,100	368,900	387,600			
	103	304,100	334,700	369,200	388,100			
	104	304,500	335,200	369,500	388,600			
	105	304,900	335,600	369,900	389,200			
	106	305,300	336,100	370,400	389,600			
	107	305,700	336,600	370,900	390,100			
	108	306,000	337,100	371,400	390,600			
	109	306,200	337,500	371,900	391,200			
	110	306,500	337,800	372,400				
	111	306,700	338,100	372,900				
	112	307,000	338,400	373,300				
	113	307,300	338,700	373,700				
	114	307,500	339,100	374,100				
	115	307,800	339,400	374,600				
	116	308,000	339,700	375,100				
	117	308,300	339,900	375,500				
	118	308,500	340,200	376,000				
	119	308,800	340,500	376,500				
	120	309,100	340,700	377,000				
	121	309,400	340,900	377,300				
	122	309,700	341,200					
	123	310,000	341,500					
	124	310,300	341,800					
	125	310,500	342,000					
	126	310,700	342,300					
	127	311,000	342,600					
	128	311,400	342,800					

	129	311,600	343,000					
	130	311,900	343,200					
	131	312,200	343,500					
	132	312,600	343,700					
	133	312,800	344,000					
	134	313,100	344,400					
	135	313,400	344,800					
	136	313,700	345,200					
	137	313,900	345,500					
	138	314,200	345,900					
	139	314,500	346,300					
	140	314,800	346,700					
	141	315,000	347,000					
	142	315,300	347,400					
	143	315,700	347,700					
	144	316,000	348,100					
	145	316,200	348,400					
	146	316,400	348,800					
	147	316,700	349,200					
	148	317,000	349,600					
	149	317,200	349,900					
	150	317,400	350,300					
	151	317,700	350,700					
	152	318,000	351,100					
	153	318,400	351,400					
	154	318,600						
	155	318,800						
	156	319,100						
	157	319,400						
	158	319,700						
	159	320,000						
	160	320,300						
	161	320,700						
	162	321,000						
	163	321,300						
	164	321,600						
	165	322,000						
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

備考 この表は、病院、障害児入所施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第 2

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

別記第 3

第7条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

